

南部地域での多様で柔軟な働き方の確立に向けた 第一次産業スポットワークの利用促進業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域での多様で柔軟な働き方の確立に向けた第一次産業スポットワークの利用促進業務委託

※本業務において、地域の区分は以下のとおりとする。

南部地域：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（計13市町）

うち伊勢志摩地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町（計6市町）

うち紀勢・東紀州地域：大台町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、
紀宝町（計7市町）

2 履行期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

3 業務の目的および概要

第一次産業は南部地域の主要な産業の1つであるものの、従事者の高齢化等による担い手不足や農繁期の人手不足が課題となっている。一方、全国的に見れば、近年、働き方が多様化し、副業・兼業が可能な企業や自治体、フリーランス等の増加のほか、時間を有効に活用したいと考える方々によるスポットワーク（※）等の働き方も増えている。

令和6年度に全国の先進事例を調査したところ、第一次産業に特化したスポットワークのマッチングサービス（以下、「サービス」という。）を活用して地域内の働き手を確保し、繁忙期の人手不足を補うことに成功している事例を確認した。

そこで、令和7年度に、南部地域において同様のサービスの導入実証を行うため、「第一次産業スポットワークを活用した南部地域での多様で柔軟な働き方の確立に向けた実証業務」（以下、「令和7年度実証業務」という）を実施した。（過年度事業の概要は「5 参考」を参照のこと）。

以上を踏まえて、令和8年度においては、引き続き同サービスの利用促進に取り組み、第一次産業における繁忙期の人手不足を補うとともに、第一次産業を副業・兼業とする南部地域ならではの多様で柔軟な働き方を確立することをめざす。

※スポットワーク・・・特定の時間や日程を限定して短時間・単発の仕事をする働き方。

働き手と雇用主の間に継続的な雇用関係はなく、必要なときだけ契約が成立する特徴をもつ。

4 業務の明細

以下の業務を実施すること。詳細の条件は次のとおり。

なお、当事業において利用促進するサービスは、原則として Kamakura Industries 株式会社が運営する「daywork」とする。事業目的を達成するために効果的と考えられる場合は、「daywork」に加え、これ以外のサービスも紹介することは妨げないが、その場合、県と協議のうえ決定することとする。

また、ここでいう「農業者」とは個人、法人を問わず、広く農家を指すものとする。

(1) 農業者向け 第一次産業スポットワークの利用促進の取組

① 農業者向けの周知・啓発用チラシ及びポスターの作成

- ・農業者に対してサービスの導入を促進することを目的とした広報媒体として、「チラシ」及び「ポスター」の2種類を作成すること。
- ・「チラシ」及び「ポスター」はサービスの概要が分かりやすく伝わるよう内容を工夫し、「②導入説明会」の開催スケジュールについても記載すること。
- ・作成したチラシ及びポスターは、農業者向けの周知・啓発に適した関係機関（南部地域管内の JA、県農林事務所、市町役場の農業担当部署等、20 か所程度を想定）へ送付し、掲示、配架を依頼すること。
- ・広報媒体の仕様は以下を想定しているが、委託料の範囲内でより効果的に周知・啓発できる仕様を受託事業者が提案することは差し支えない。最終的な仕様については、県と協議のうえ決定すること。

広報媒体	数量	サイズ	デザイン	色数	用紙	校正
チラシ	3,000部	A4判 縦型（両面）	1種類	4色フル カラー	A 全判 44.5kg 以上	文字校正 2回以上 色校正 1回以上
ポスター	100部	A2判 縦型（片面）	1種類	4色フル カラー	A 全判 70.5kg 以上	文字校正 2回以上 色校正 1回以上

【納期及び納品方法】

- ・「②導入説明会」の開催日のうち最も早い日の2週間前までに、各関係機関へ到着するように送付すること。
- ・県には電子データ（PDF）を合わせて納品すること。
- ・納品において必要となる送料については、委託料から賄うこと。

② 導入説明会の開催

農業者に対してサービスの導入を促進することを目的として、令和7年度実証業務で作成したツールを効果的に活用して、以下の導入説明会を行うこと。

(ア) 農業者向け導入説明会

南部地域においてスポットワークの導入を促進するため、農業者を主な対象として、導入説明会を開催すること。

○説明会の開催地域及び開催回数

開催地域	開催回数
伊勢志摩地域	2回
紀勢・東紀州地域	2回

(イ) JA 向け導入説明会

南部地域においてスポットワークの導入を検討する農業者の支援体制を整備するため、JA の各機関を主な対象として、導入説明会を開催すること。

また、本業務の趣旨及び内容について JA 全農みえの関係部署にも情報共有を行ったうえで、説明会への参加を依頼すること。

○説明会の対象機関及び開催回数

対象機関	開催回数
JA 伊勢 営農部	2回
JA 伊勢 三重南紀経済センター 営農柑橘グループ	2回

【導入説明会の条件（ア、イ共通）】

- ・説明会の主な構成は、
 - i) 働き手を受け入れるにあたって必要な基本的知識（最低賃金の支払いや労災保険の加入、労働条件の明示等）についての説明
 - ii) サービスの概要や導入方法の説明
 - iii) 実際にサービスを導入した農業者による事例紹介、座談会とする。
- ・必要に応じて、i) に関する説明を、社会保険労務士等の専門家を招へいして実施すること（オンラインでの説明や、事前に収録した説明動画の再生でも可とする）。なお、専門家の招へいにかかる報償費等については、委託料から賄うこと。
- ・導入説明会の会場は受託者が確保すること（参加者が20名以上入れる広さとする。）。また、当日の運営・進行を行うこと。
- ・開催時期は、各地域における主要な農産物の繁忙期となる時期の1か月以上前に1回目を実施すること。また、1回目と2回目の開催間隔は概ね2か月以上を空けることとし、最新の導入状況の紹介等を交えた内容とすること。
- ・説明会は原則として対面形式での開催とし、オンラインでの参加も可能とすること。その場合、必要な機材等の準備や設定は受託事業者が行うこと。
- ・サービスの説明は、原則としてサービス運営企業が行うよう調整すること（オンラインでの説明や、事前に収録した説明動画の再生でも可とする）。
- ・説明会に登壇し事例紹介等をした農業者には、委託料の中から謝礼を支払うこと。

(2) 働き手向け 第一次産業スポットワークの利用促進の取組

- ・サービスを利用する働き手が増えるよう、以下の例を参考に、その内容や方法、時期等について県と協議のうえで、周知・啓発を行うこと。

(例) チラシの配布、Web・SNS 広告、副業を認めている企業との連携

- ・本事業が「南部地域で第一次産業を副業・兼業とする働き方を促進する取組」であることを念頭に、これに合致するターゲット層に適した広告媒体（チラシ、Web・SNS 広告など）を活用すること。
- ・Web・SNS 広告を行う場合、各種広告からのランディングページは、三重県公式 HP とすること。また、広告に必要なアカウント等の取得は、受託事業者が行うとともに、アカウントを適切に管理するよう努めること。
- ・農作業やスポットワークの経験が少ない働き手にも効果的に訴求するよう、周知・啓発内容や手法を工夫すること。(必要に応じて、令和7年度実証業務で作成した各種ツールの素材データを県から提供することができる。)

(3) 留意事項（参加者数について）

本事業における参加者数の下限は以下のとおりとする。それぞれの達成に向けて、自らが有する広報媒体を活用する等、委託料の範囲内で効果的な周知・広報を実施すること。

導入説明会に参加する農業者（4回合計）	(実数) 20 者以上
導入説明会で紹介するサービスを使って求人募集をする農業者	(実数) 20 者以上
導入説明会で紹介するサービスを使ってスポットワークに参加する働き手	(実数) 60 名以上

※令和7年度実証業務に参加した者が、再び本事業に参加した場合、上記に計上して差し支えない。

(4) 独自提案取組

(1) 及び (2) のほか、本事業の目的を達成するうえで効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

(5) 効果検証

- ① (1) 及び (2) の取組 ((4) の独自提案取組がある場合は、これを含む) を実施し、検証を行うのに十分な期間を確保したうえで本事業の効果を検証すること。
- ②効果検証にあたっては、受入農業者、働き手の双方にスポットワークについての感想等についてアンケートやヒアリングを実施するほか、必要なデータを収集し、整理すること。
- ③アンケートやヒアリングの回答、各種データを踏まえ、本事業における各種取組の効果や改善すべきポイント、さらなる利用促進策等について考察するとともに、南部地域での多様で柔軟な働き方の確立に向けた今後の展望についてまとめること。

5 参考

(1) 令和6年度調査の概要

- ▶ 南部地域においては、農業者側の労働力確保への関心が一定数存在し、働き手側でも農業ネットワークに対する興味が確認された。このことから、南部地域でもスキマ時間を活用した働き方の仕組みづくりが成立する可能性がある。
- ▶ 仕組みづくりに取り組む場合の手法は、「daywork」などの既存の農業特化型アプリが推奨される。他県での取り組み事例が多く、導入の際に成功要因や課題を多面的に検討することが可能であることに加え、新規開発不要で導入のハードルが低く、時間を大幅に短縮できる。さらに、無料のアプリであれば利用者の負担もない。
- ▶ 農業者側に一時的な労働力の確保に需要がある一方で、既存の地域ネットワークを活用した人材確保に依存しているケース、スポットワークの認知度が低いケース、スポットワークを活用したことがあるが継続利用されていないケースなどがある。現状、農業者と働き手双方にスポットワークに関する情報が不足しており、導入支援や広報活動が必要である。
- ▶ 他県の成功事例では、WEB 広告や SNS、チラシを利用して多くの働き手を確保している。アプリの PR のほか、利用方法、農業ネットワークの基本情報等の多面的な発信をすることが重要。

(2) 令和7年度実証業務の概要

- ▶ サービスは Kamakura Industries 株式会社 が運営する「daywork」に特定して実証を行った。
- ▶ 働き手を受け入れたいと考える農業者に対し、導入説明会を計4回開催した。また、同内容の説明会を JA 職員向けとしても実施した。
- ▶ 働き手が応募しやすくするため、スポットワークで従事する代表的な作業の動画を作成し、県ホームページに公開した。
- ▶ 「daywork」を利用するための簡単な手引き（農業者用、働き手用）を作成した。
- ▶ モデルケースとして紹介するため、働き手が実際にサービスを使ってスポットワークに取り組む様子を取材し、体験レポートを作成した。
- ▶ 働き手に対し、サービスの利用促進を目的としたキャンペーンを展開した。
- ▶ 実証業務に参加した農業者からは、以下のようなフィードバックが得られた。
→無料で利用できるアプリだが使用感は問題なかったという声が多かった。また雇用した感想として「優秀な人が多く、すぐに作業を覚えてくれて助かった」「リピーターが戦力になっている」「約9割の働き手から、来年も参加したいと言われた」などと高く評価する声があった一方で、「働き手の質にはばらつきがある（当たり外れがある）」という指摘もあった。
- ▶ 実証事業に参加した働き手からは、以下のようなフィードバックが得られた。
→参加の動機としては「勤め先で副業が認められているから」「冬期にパートが長期休暇になるため、代わりの収入源として」「大学のサークル活動の一環で」など。実際に使ってみた感想は、「楽しかった」「働きやすかった」「学びが多かった」といったポジティブな感想が多く、作業は大変でも農作業の充実感が上回るため満足している、という声が聞かれた。
- ▶ 以上を踏まえ、今後のスポットワーク促進の方向性としては以下のとおり。
① SNS 広告の継続と口コミによる宣伝の強化
② 規模の大きい農業者（法人経営）への周知と年間を通じた募集ニーズの発掘
③ 働き手の満足度向上と新たな働き手の獲得

(3) 各参考 HP

【三重県公式 HP】 第一次産業ネットワークを活用した南部地域での多様な柔軟な働き方の確立に向けた実証（南部地域振興企画課）	https://www.pref.mie.lg.jp/NANBU/HP/m0012300095.htm
daywork（Kamakura Industries 株式会社）	https://day.work

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物及び提出期限等

- (1) 成果物
事業実施報告書及び参考資料一式の電子データ（PDF形式）
 - ・ 4（1）及び（2）で取り組んだ内容や結果を整理して記載すること。（4（4）の独自提案取組がある場合は、それについても記載すること）。
 - ・ 4（5）の効果検証結果について記載すること。
- (2) 提出期限 令和9年3月12日（金）
- (3) 提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課
Email:nanbu@pref.mie.lg.jp